

江南区自治協議会委員推薦会議運営要綱の改正概要

1 改正する要綱

江南区自治協議会委員推薦会議運営要綱

2 改正理由及び内容

「新潟市区自治協議会条例」及び「新潟市区自治協議会運営指針」の一部改正（H31.4.1）に伴い，本要綱の改正を行う。

○主な変更点

- ・推薦会議の構成員の変更

現行	改正（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・第1号委員6人，第2号委員から第5号委員は1人ずつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦会議は10人以内で組織する。 ・各号の定員は，第1号委員6人以内，第2号委員3人以内，第3号委員3人以内とし，第2号及び第3号委員の合計人数は4人以内とする。

- ・推薦会議の役割の変更

「選考した委員を区自治協議会へ推薦する」を「選考した委員候補者を区自治協議会へ推薦する」に改める。

【参考】

「新潟市自治協議会条例」及び「新潟市区自治協議会運営指針」の主な変更点

- ・必要最低限の委員構成を明確化し，議論の活性化を図りやすくする。

（改正前）

委員区分	
1号	コミ協選出者
2号	公共的団体選出者
3号	有識者
4号	公募
5号	その他市長が必要と認めた者

（改正後）

委員区分		
1号	コミ協選出者	
2号	公共的団体選出者	
3号	その他区長が必要と認めた者	有識者等
		公募

3 施行期日

令和元年5月22日

（令和元年5月22日の江南区自治協議会で承認後に施行）